

平成 25 年 月 日

近畿運輸局 奈良運輸支局長 殿

名 称	奈良県御所市
住 所	奈良県御所市 1 番地の 3
代表者の氏名	御所市長 東川 裕

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名
御所市、奈良県御所市 1 番地の 3、御所市長 東川 裕
- 登録番号
近奈市交第 8 号
- 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送：交通空白輸送

4. 路線又は運送の区域

- (1) 路 線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	近鉄御所駅	かもきみの湯	近鉄御所駅	31.2キロ
2	新田	かもきみの湯	老人福祉センター	26.7キロ
3				
4				
5				

- (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
御所市役所	奈良県御所市 1 番地の 3

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送					合 計 (軽)	
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)		小 計 (軽)
御所市役所	2		2	()	()	()	()	()	()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

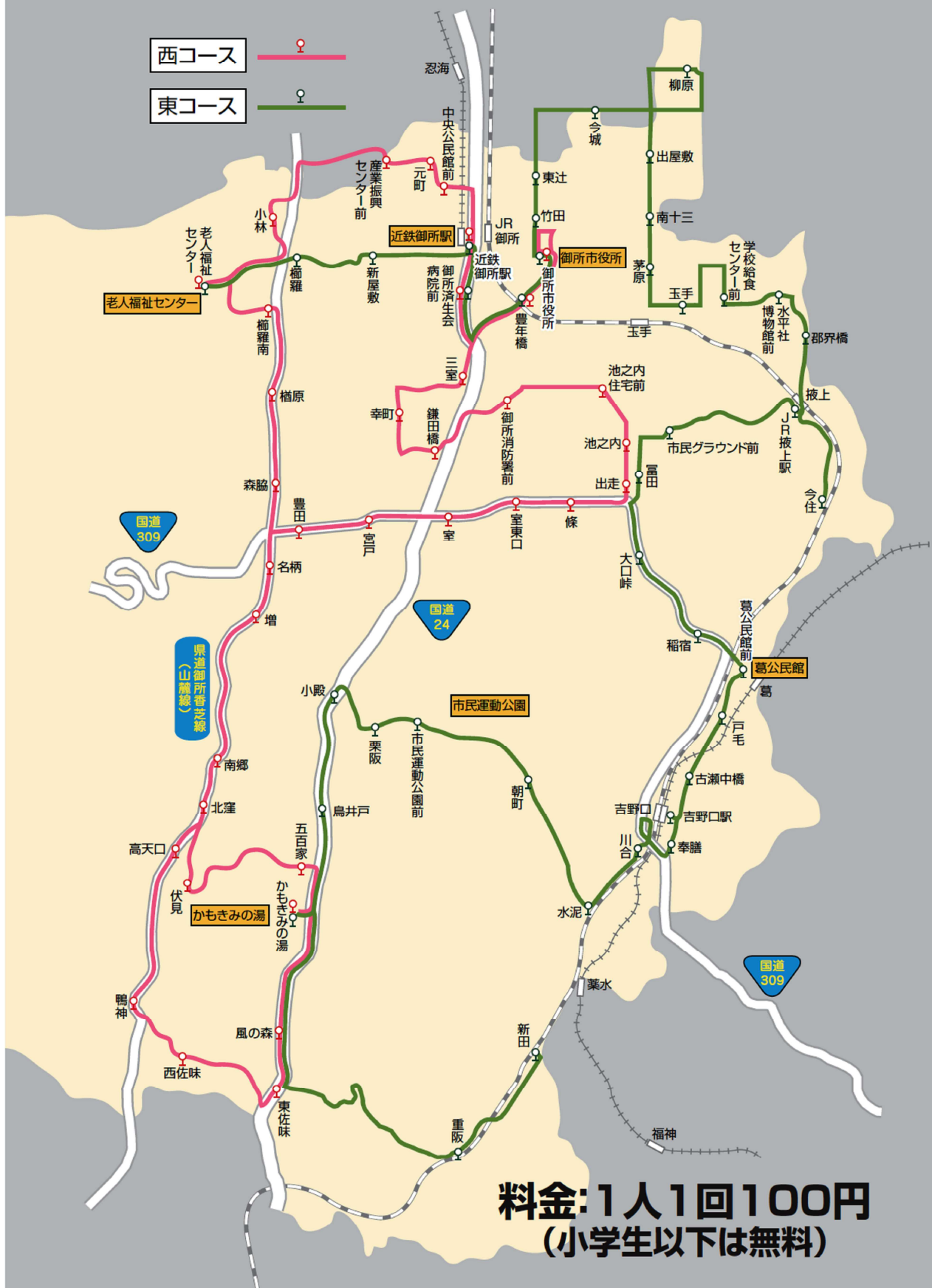
交通空白輸送	市町村福祉輸送
御所市内の住民	

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

乗車区間にかかわらず 1 人 1 回 1 0 0 円、ただし小学生以下は無料

御所市コミュニティバス ルート図 (平成24年4月1日)



道路運送法について（コミュニティバス 有効期間の更新）

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六

第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十

法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種別
 - 四 第五十一条の二に規定する事項
 - 五 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
 - 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
 - 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。